

令和元年度 指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施状況

1 指導検査

(1) 実地指導

ア 実施事業所（事業者）数
36事業所（32事業者）

イ 実施事業数

65事業

事業種別	実施数 (※)	事業種別	実施数 (※)
居宅介護	14	児童発達支援	5
重度訪問介護	11	放課後等デイサービス	7
同行援護	9	地域移行支援	1
行動援護	1	地域定着支援	1
生活介護	2	計画相談支援	1
自立訓練（生活訓練）	1	小計	15
就労移行支援	3		
就労継続支援B型	6		
就労定着支援	1		
共同生活援助	2		
小計	50		

※ 1事業所において複数の事業を運営している場合を含みます。

ウ 指導事項

(ア) 文書による指導数
延べ147事業

(イ) 指導事項の内容

指導事項	事業数
利用者（障害児）の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備等を行っていないので是正すること。	35
基本報酬を適正に算定していないので是正すること。	15
欠席時対応加算の算定が不適正なので是正すること。	14

サービス提供に係る必要な事項を記録していないので是正すること。		12
業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていないので是正すること。		11
給付費の額について通知をしていないので是正すること。		10
運営規程の概要、従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していないので是正すること。		7
施行規則に定める事項について変更を届け出ていないので是正すること。		7
加算（欠席時対応加算を除く）の算定が不適正なので是正すること。		7
個別支援計画等の作成を適正に行っていないので是正すること。		6
利用定員を遵守すること。		5
減算を適正に算定すること。		3
その他	利用者に対するサービスの提供に関すること。	11
	事業所の運営に関すること。	4
合 計		147

エ 改善状況

	文書指摘あり (是正済)	文書指摘なし	合計
事業所数	34	2	36

(2) 集団指導

実施はありませんでした。

2 監査

(1) 実施事業所（事業者）数
1 事業所（1 事業者）

(2) 実施事業
居宅介護

(3) 監査の結果

介護給付費の不正請求の事実を確認したため、東京都へ通知するとともに、不正利得の徴収（返還額）のほか、その返還額に100分の40を乗じて得た額の支払いを区から事業者に対して命じました。（返還合計額1, 114, 383円）

また、監査結果について、区のホームページに掲載し、区民に周知するとともに、特別区に対して情報提供を行いました。

以上